

東京海上日動あんしん生命 奨学金制度

2023 年度奨学生 募集要項

本奨学金は、疾病により保護者を失った遺児で、経済的理由により進学が困難な方に、奨学金の給付を行うことで大学等への進学を後押しすることを目的とし、「東京海上日動あんしん生命 奨学金制度」に基づいて運営されるものです。

| | |
|-----------------|---|
| <p>申請資格等</p> | <p>疾病により保護者を失った(※1)遺児で、高等学校等(※2)から大学等(※3)への進学希望があり、経済的理由により援助を必要とし、次の1・2の両方に該当する方。</p> <p>※ 1 死亡診断書の「死亡の原因」欄に病名が記載され、「死因の種類」欄が「1. 病死および自然死」となっていることを条件とします。</p> <p>※ 2 高等学校等とは、学校教育法により定められた次の機関を指し、国・公・私・および昼・夜間の別は問いません。 「高等学校」、「特別支援学校の高等部」、「中等教育学校の後期課程」、「高等専門学校」、「専修学校の高等課程」</p> <p>※ 3 大学等とは、学校教育法により定められた次の機関を指し、国・公・私・および昼・夜間の別は問いません。 「大学」、「短期大学」、「専修学校専門課程」</p> <p>1. <u>申請資格</u> 2023 年 4 月に満 21 歳未満で、次の(1)～(3)のいずれかに該当する方。 (1) 2023 年 3 月末に高等学校等を卒業予定の方。 (2) 高等学校等を卒業後、2 年以内の方(大学等に入学されたことのある方は除きます)。 (3) 国の「高等学校卒業程度認定試験」に合格された方(大学等に入学されたことのある方は除きます)。</p> <p>2. <u>所得</u> 申請時における保護者の前年度の年間世帯収入金額が 550 万円を超えない方。</p> <p>※ 4 他の奨学金との併用も可能です。</p> <p>※ 5 東京海上日動あんしん生命でのご契約の有無にかかわらず、ご応募いただけます。</p> |
| <p>募集人数</p> | <p>60 名</p> |
| <p>給付額</p> | <p>年間 30 万円</p> |
| <p>給付期間</p> | <p>対象となる教育機関に在学中の期間(正規の最短修業期間以内)</p> |
| <p>給付方法</p> | <p>毎年 5 月に、ご指定の口座へ当該金額を振り込みます。</p> |
| <p>申請に必要な書類</p> | <p>ホームページよりダウンロードして提出いただく書類、各自でご用意いただく書類があります。</p> <p>1. (公社)日本フィランソロピー協会のホームページより以下の書類をダウンロードしてください。</p> <p>➤ 「東京海上日動あんしん生命 奨学金制度」2023 年度奨学生申請書</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>➤ 個人情報の保護に関する同意書 書類ダウンロード:http://www.philanthropy.or.jp/anshin</p> <p>2. 以下の書類を、ご用意ください。</p> <p>➤ 直近の世帯収入(2021 年中)を証明する公的証明書 *「所得証明書」(年間収入が明記されていること)もしくは「非課税証明書」 *生活保護受給中の方は、別途「生活保護決定(変更)通知書」(金額の記載のあるもの)を提出してください。 *証明書の書式は、市区町村によって異なります。 *給与所得の「源泉徴収票」、「確定申告(控)」は不可です。</p> <p>➤ 大学等への入学資格証明書 *高等学校等の「在学証明書」もしくは「卒業証明書」 *「高等学校卒業程度認定試験」の合格証明書</p> |
| 申請先 | <p>〒100-0004 東京都千代田区大手町 2-2-1 新大手町ビル 244 公益社団法人 日本フィランソロピー協会 「東京海上日動あんしん生命 奨学金制度」事務局 宛</p> |
| 申請期間 | 2022 年 6 月 1 日(水)~2022 年 10 月 31 日(月)当日消印有効 |
| 内定時期 | <p>選考委員会で選考のうえ、申請者本人に通知します(2023 年 2 月予定)。 なお、大学等への進学が実現しなかった場合は内定を取り消します。</p> |
| 内定後の提出書類 | <p>➤ 住民票記載事項証明書 *生計を一にする方全員分。 *本籍地欄の表示およびマイナンバー(個人番号)の記載のいずれもないもの。</p> <p>➤ 大学等の在学証明書 *2023 年 4 月末日までに提出いただきます。</p> <p>➤ 奨学金給付申請の資格要件となる保護者の死亡診断書 *死亡診断カルテが保存期間(5 年)の経過によって破棄されている場合(医療機関にないとき)は、本籍地を管轄する法務局で発行される死亡届書の記載事項証明書。</p> <p>➤ 振込口座指定書 *事務局指定の用紙に記載。</p> |